

令和7年度東京地方最低賃金審議会 第3回専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月4日（月） 午後2時00分から午後3時24分

2 場 所 東京労働局九段第三合同庁舎13階 賃金相談室

3 出席状況 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 使用者代表委員3名

4 議 題

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事要旨

(1) 労使各側の意見については、

労働者側委員から

- ・ 過去の最低賃金の発効日は、春季生活闘争の交渉の結果をいち早く届けた
い、労使で直接交渉ができない方々に対しても効果を早く波及させたいこと
から、10月1日発効にこだわってきた結果であるし、今年も10月1日発効
を目指したい。

との主張がなされた。

使用者側委員から

- ・ ここ数年の東京における最低賃金額の引上げ幅が非常に大きくなっていて、
企業の負担は年々増している。東京の最低賃金の影響率を見ても、令和3年
の時点で15%台だったが、直近の数字では17%台まで上がってきており、
中小・小規模事業者への影響は大きいと感じている。
- ・ 今年の中央最低賃金審議会でも、過去最高額の目安が示されることが推察さ
れる中で、これ以上の負担を企業に強いるというのは、雇用そのものにダメ
ージを与えることにも繋がりがかねない。賃金原資の確保、事務手続及び就業
調整の問題から、最低賃金の発効日までの企業側の準備には、一定の時間を
必要とすることから、発効日に関する議論をすることを強く求めたい。

との主張がなされた。

(2) 次回、第4回専門部会は、8月5日午後3時00分から開催することとされた。